

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年1月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等採用・定着促進及び若年者・子育て世代の就職支援事業委託（概算契約）

(2) 事業目的

人材不足が深刻な建設業を始めとした世田谷区内中小企業等について、採用・定着促進を実施する。さらに、若年者及び子育て世代の就職支援として、求職者に世田谷区内中小企業等の魅力を発信し、体験実習や現場見学等を通して企業理解を深めさせ、区内中小企業等とのマッチングを図る。

(3) 業務内容

建設業を始めとした世田谷区内中小企業等採用・定着促進事業（企業支援）

ア 採用促進

参加企業等全社を対象に、企業等の求人活動、採用支援等に精通した専門相談員を配置するとともに、以下のとおり支援を行い、採用に悩みを抱える区内企業等の相談に対応すること。

採用促進コンサルティング

経営者・管理者向け多様な働き方への理解促進のための研修及びコンサルティング

イ 定着促進

若手社員及び子育て中の社員の定着率を向上させるための支援を希望する区内中小企業等に対し、以下のとおり社員向け研修や企業等向けのコンサルティング等を行い、若手社員の基礎的能力向上や社内環境の整備を支援し、あわせて職場や仕事をすることへの不安を解消するため、カウンセリング等を行う。

若手社員向け研修

指導担当社員向け研修

採用促進・職場定着のためのコンサルティング

支援企業等への訪問カウンセリングの実施

交流会の実施

若年者及び子育て世代の就職支援事業（求職者支援）

以下のア～ク等の支援により、就労を希望する若年者及び子育て世代を就職に結びつける。

ア 就職活動トレーニング研修・セミナー

イ 区内中小企業等魅力発見研修

ウ 現場見学、体験実習
エ 合同就職説明会・面接会
オ 企業見学会（インターン）

カ 紹介予定派遣

キ チャレンジ就労

ク 就労希望若年者の採用に係る各種調整や手続き

区内学校等（高校（ハローワーク渋谷管内）・専門学校・大学・大学院等）の調査と連携事業

区内中小企業等の魅力発信事業

（４）履行期間 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで（予定）

平成３１年度についても、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

２ 参加資格要件

提案者提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

次の（１）から（８）までの要件を全て満たす法人であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を受けていないこと。
- （２）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （５）職業安定法第３０条に定める厚生労働大臣の認可を受けた有料職業紹介事業者であること。
- （６）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５条に定める厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業者であること。
- （７）平成２５年度以降、地方自治体から同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- （８）プライバシーマーク、もしくはＩＳＭＳ認証を取得していること。

３ 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

４ 提案書を特定するための評価基準

- （１）実施体制に関する事項
- （２）同種・類似業務の実績
- （３）実施方針
- （４）企業等開拓の手法
- （５）建設業を始めとした世田谷区内中小企業等採用・定着促進事業（企業支援）について
- （６）若年者及び子育て世代の就職支援事業（求職者支援）について
- （７）区内学校等（高校（ハローワーク渋谷管内）・専門学校・大学・大学院等）の調査と連携事業について

- (8) 区内中小企業等の魅力発信事業について
- (9) 見積書

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区産業政策部工業・雇用促進課 担当 中村、井上

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7

TEL：03-3411-6662

ホームページ：

<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00157741.html>

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成 30 年 1 月 22 日（月）～平成 30 年 2 月 5 日（月）12 時

（土日・祝日を除く、8 時 30 分～17 時まで。但し最終日は 15 時まで）

場 所：上記（ 1 ）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成 30 年 2 月 5 日（月）12 時

場 所：上記（ 1 ）に同じ

方 法：上記（ 1 ）の窓口への持参に限る。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成 30 年 3 月 12 日（月）15 時

場 所：上記（ 1 ）に同じ

方 法：上記（ 1 ）の窓口への持参に限る。

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に 2 の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 詳細は説明書による。